

小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例

平成 30 年 10 月 5 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市が全国でも有数の酪農地帯を誇っており、生乳の生産量は県内屈指であることから、乳製品による乾杯を推進するとともに乳製品を積極的に使用して来訪者等をもてなし、乳製品の普及促進、健康増進と地域振興を図ることを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 小美玉市（以下「市」という。）は、生乳又は乳製品の生産及び販売に関わる関連事業者（以下「関連事業者」という。）と協力し、乳製品の消費拡大と、乳製品食文化の普及啓発活動に努めるものとする。

(関連事業者の役割)

第 3 条 関連事業者は、乳製品の消費を促進するための活動に主体的に取り組むとともに、市と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、市内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲において乳製品で乾杯し、乳製品の消費拡大・乳製品文化の普及を促進するための取組みに協力するよう努めるものとする。

(乳製品によるおもてなし)

第 5 条 市、関連事業者及び市民は、酪農文化への理解を深めるため来訪者等に対し、乳製品を積極的に使用しておもてなしを行うよう努めるものとする。

(し好等への配慮)

第 6 条 市、関連事業者及び市民は、本条例に基づく取組みにあたっては、個人のし好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。